

農業の  
事業主の皆様！

# 安全対策は

お済みですか？

P2 ~ P5  
近年の労働災害  
発生状況

P6 ~ P17  
各種安全対策の  
ポイント

P18 ~ P19  
必要な免許・資格

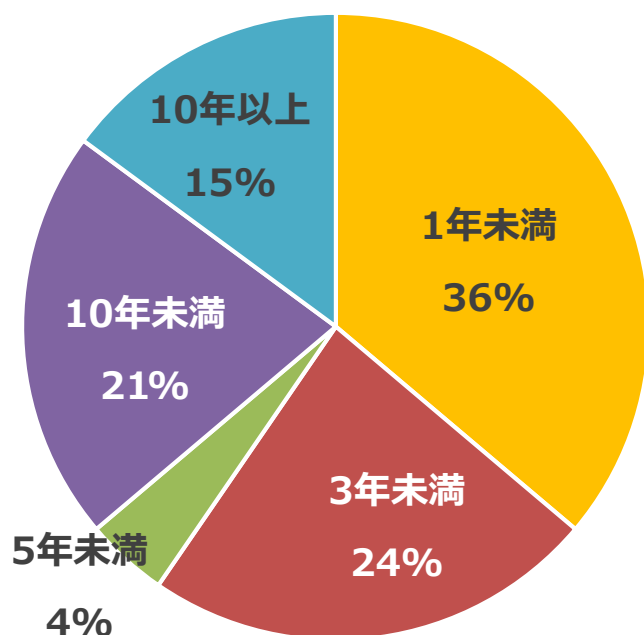
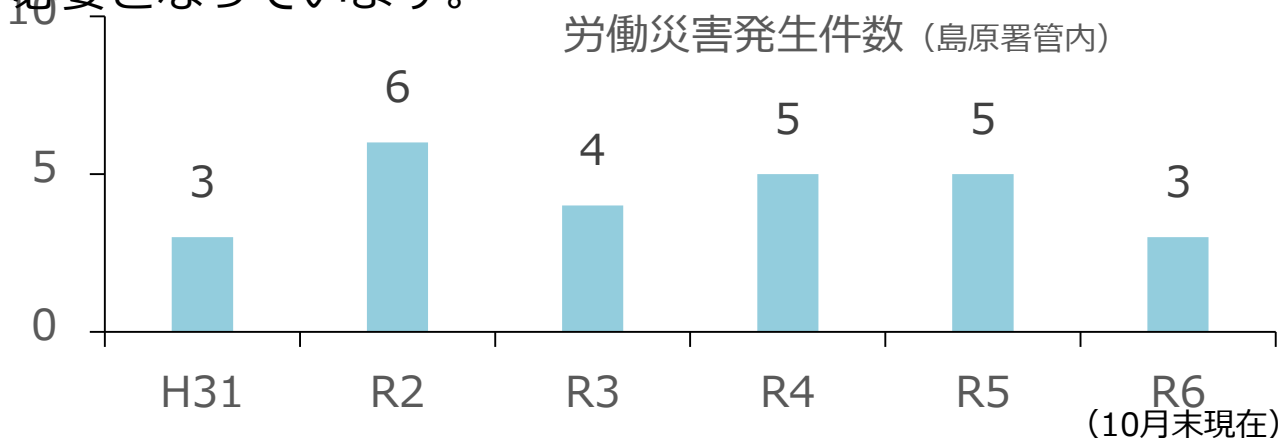


# 農業における労働災害発生状況

島原労働基準監督署の管轄である島原市・南島原市・雲仙市では、**毎年150件前後**の労働災害が発生しています。

そのうち、農業では**毎年5件前後**の労働災害が発生しており、労働災害発生件数に減少がみられず停滞している状況です。

近年の傾向として、労働者の年代を問わず労働災害が発生していることから、直近で労働災害が発生している・していないに限らず、現在の安全対策に見落とし・不備がないか、再点検が必要となっています。

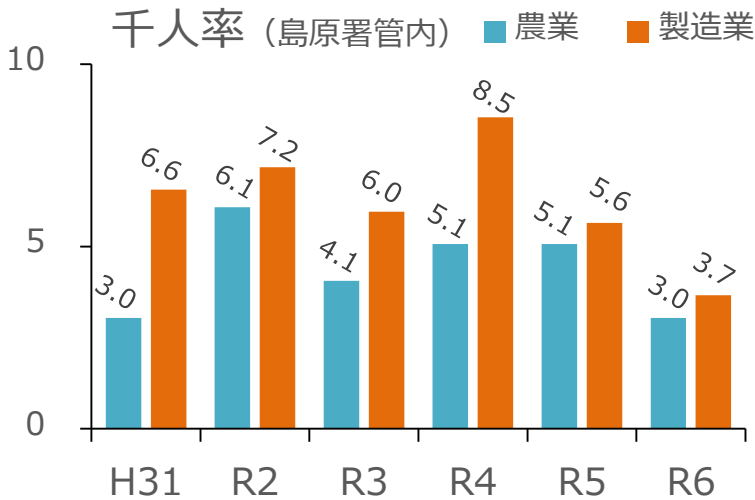


島原監督署管内の農業で、直近10年間に発生した労働災害では**経験年数が3年未満の労働者**、特に**1年未満の労働者**で多発しています。

またケガによる**休業日数は平均32.2日**と、一度労働災害が発生すると一定期間の人手不足は避けられません。

# 農業における労働災害発生状況

各年の労働災害発生件数から、もし1つの事業場に労働者が1000人いた場合何人が負傷するのか換算（千人率）したとき、農業では**3.1人**、製造業では**3.7人**と大差はなく、ほぼ同じ程度



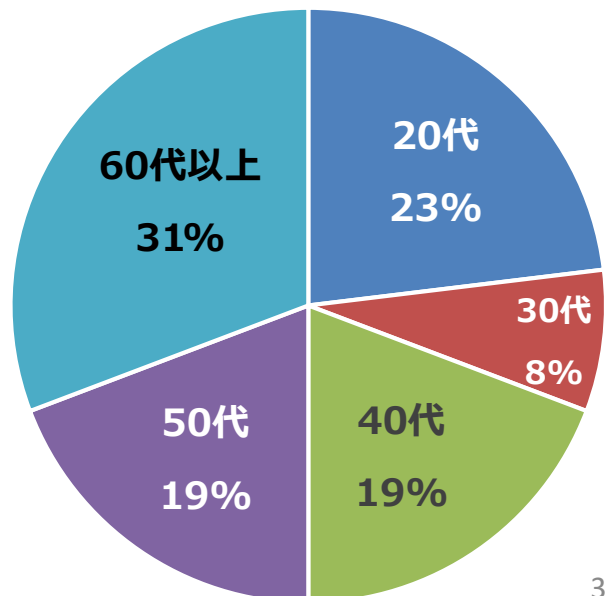
**労働災害が発生する可能性があることがわかります。**

しかし、数値は低くても、いつ誰が何らかのケガをしてもおかしくないのです。

また、島原監督署管内の農業で直近10年間に発生した労働災害をみると、**年代を問わず全ての労働者で発生**していることがわかります。

安全対策を行う際には、作業や機械に応じた基本的な対策のほか、労働者の年齢層や年齢に応じた特性も考慮する必要があります。

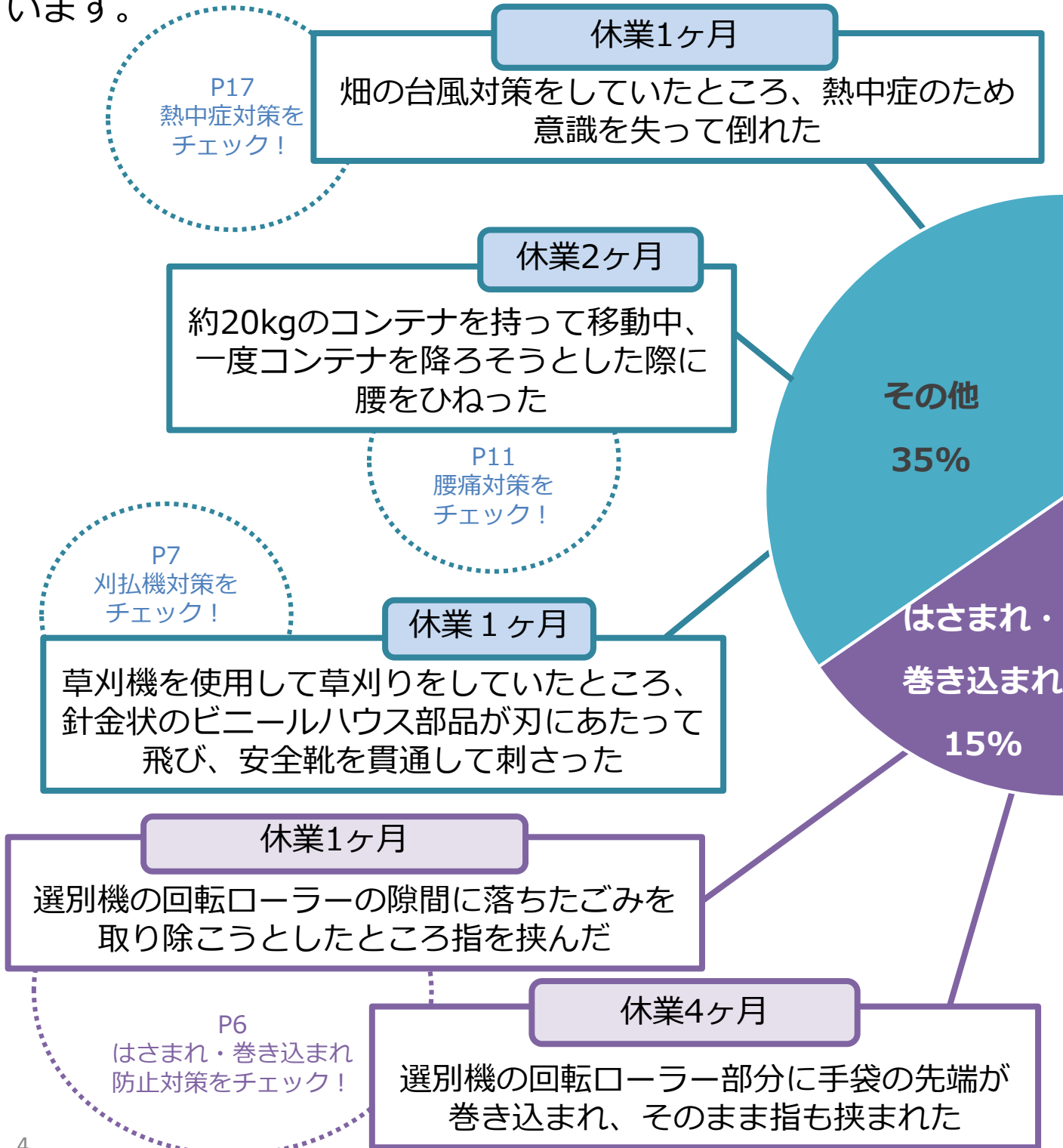
直近10年間の年齢別労働災害発生状況  
（島原署管内）



高年齢労働者の安全衛生対策について厚生労働省HPをご一読ください！

# 農業における労働災害発生状況

島原監督署管内の農業で直近10年間に発生した労働災害の多くは、転倒、挟まれ・巻き込まれ等のいずれかで発生しています。



### 休業4ヶ月

ビニールハウスのビニール張り作業を行っていたところ、骨組みから手を滑らせ、約2mの高さから墜落

P12~P14  
墜落防止対策  
をチェック!

### 休業6ヶ月

収穫用コンテナを持って畑の端にある石垣沿いに移動していたところ足を踏み外し、約2.8m下の畑に墜落

### 休業3ヶ月

トンネル栽培中の畑を移動中、トンネルを押さえるヒモに足が引っ掛かり転倒

### 休業1週間

斜面の除草作業を行っていたところ、足を滑らせて約7m滑落した

P15  
転倒防止対策  
をチェック!

### 休業2週間

選別作業中、作業台近くに置いていたコンテナにつまづいて転倒

P8~P10  
機械運転対策  
をチェック!

### 休業3ヶ月

トラクターに乗ったままビニールハウスに入ろうとして上半身を倒しており、ハウスに入りきったと思って上半身を起こしたところ、入りきっておらずドア枠に腰を強打した

墜落・転落

11%

転倒

27%

激突

12%

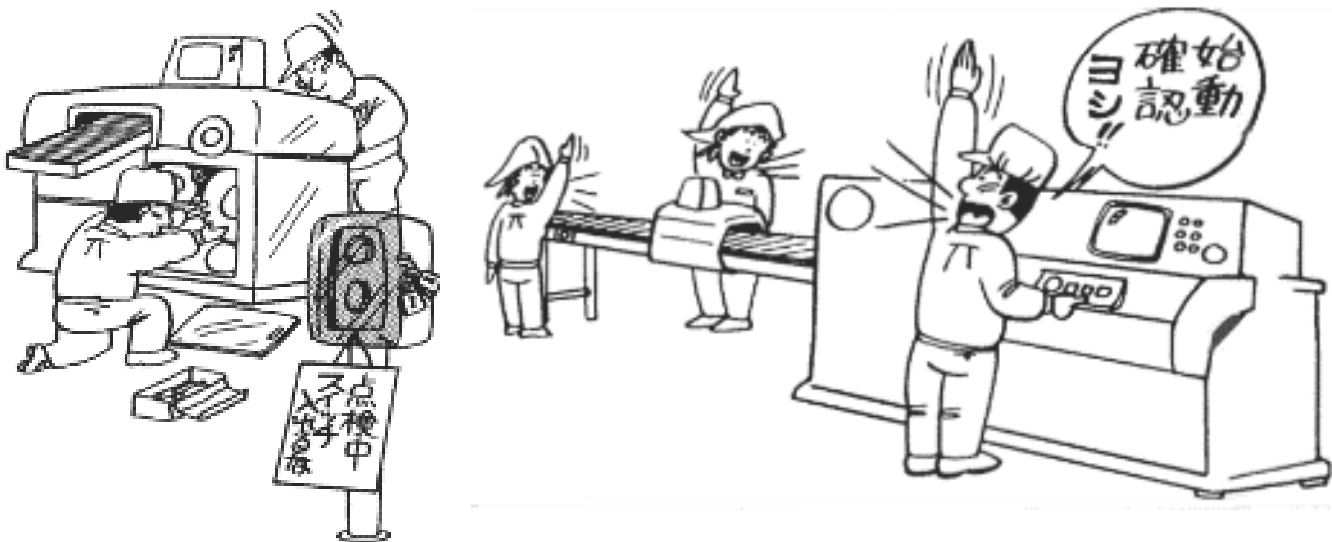
# はさまれ・巻き込まれ防止対策

機械を修理・清掃するときは**必ず停止**させましょう！

不具合のあった時の修理・挟まったものを取り除こうとした時など、日常的に行う作業ではなく**時々行う作業で労働災害が多発**しており、**重大なケガや長期の休業になりやすい**傾向にあります。

以下を参考に、作業前チェックを行いましょう！

- モーター・チェーン等の回転部分、刃部、電気系統部分に触れるときは**必ず機械を停止**させる
- 安易に手を入れないよう、適切な用具を使用する
- 電源と修理箇所が離れているときは、誤作動防止のため「**点検中・修理中**」の表示をする
- 再度電源を入れるときは、周囲にまだ作業している者がいないか**声かけ**すること
- **非常停止装置**の位置・作動状況を確認する
- 安全カバーを取り外したり、固定したままにしていないか確認する



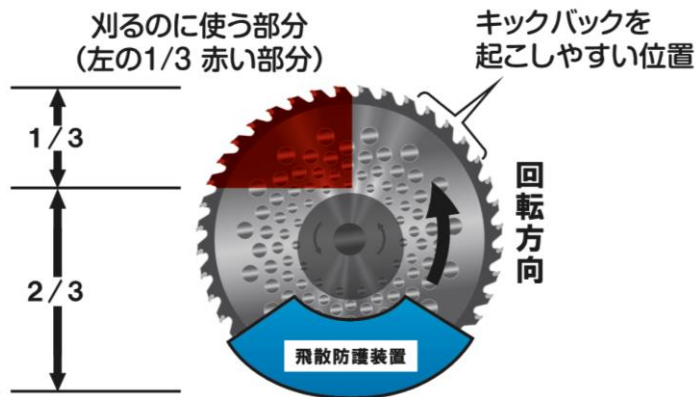
# 刈払機対策

## 普段よく使う機械でも、労働災害は発生しています！

スロットルに指をかけたまま別の作業をしていたり、エンジンを止めないまま刃に巻き付いたごみを取ったりしていませんか。

労働者に作業させる際は教育（注意事項）、保護具等の準備を行い、正しい使い方を心掛けてください。

また使用中の転倒や斜面からの転落も相次いでいます。作業前に危険がないか十分確認しましょう。



## 刈払機のポイント

☆使用前の点検を確実に行いましょう！

- 飛散物、障害物を取り除いたか。
- 刈払機の刈刃にひび割れ、変形はないか。
- ボルト、ナット、キャップにゆるみはないか。
- 離れた距離を保って作業を行うように決定したか。

5メートル以上離れましょう。

☆エンジンの始動と停止

- エンジン始動後、異音、加熱、振動など問題はないか。
- スロットルレバーを動かし不調はないか。
- 停止ボタンを押し確実に停止するか。

☆作業方法

- 刈払機を体の右側に持っているか。  
(左側で持つとキックバック時危険！)
- 刈刃をひざより高く持ち上げていないか。
- 斜面地は一步ずつ足場を確かめながら作業しているか。
- 刈払機の連続作業時間は30分以内か。

(休憩5分以上、1日2時間以内)



# 機械運転対策

フォークリフト、トラクター・ショベル、ドラグ・ショベル等を使用する際は、労働安全衛生法の規定により**資格が必要**です！  
公道を走行しないなら資格は不要との認識は**誤り**です

フォークリフト



車両系荷役運搬機械

トラクター・  
ショベル



車両系建設機械

ドラグ・  
ショベル



トラクター



農業機械

作業に際し(機械の能力等により)  
**技能講習、特別教育**が必要です。

資格不要

※ 公道走行の場合、大型特殊免許などが必要になる場合があります。

労働安全衛生法による規制として、

- ・作業計画
  - ・運転席からの離脱禁止
  - ・定期自主検査実施
  - ・接触の防止
  - ・主たる用途外の使用禁止
  - ・検査記録の保存
- 等を行う必要があります。

農林水産省による農作業安全のための指針等による規制が生じます。

技能講習・特別教育については、P18~P19をご確認ください！





# 機械運転対策

本来の用途以外での使用は**厳禁**です！

フォークリフトのフォーク(爪) に乗る・荷を吊るなど、本来想定されていない用途で使用することは**禁止**されています。



トラクターの急旋回にご注意ください！

トラクターは一般的な車両と異なり、小回りをきかせるため左右輪のブレーキペダルが別々に備わっているため、片方のブレーキを急に踏み込むと片輪がロックされ急旋回するおそれがあります。

通常作業時は左右輪のブレーキペダルを**連結**して使用するよう、労働者に教育を行って下さい。



また、圃場への乗り入れの際の脱落、P T O軸及びロータリーへの巻き込まれ、油圧制御部の急な下降などにも注意が必要です。

# 腰痛対策

## その作業、腰に負担がかかりませんか？

腰痛は、重量物の運搬・ひねり・不自然な姿勢などを継続的に行うことから腰に負担がかかり発症します。荷物の軽量化・台車などを使用して負担を軽減しましょう。



## 取り組みのポイント (腰痛予防指針より)

### ■ 自動化・省力化

重量物を扱う・不自然な姿勢をする作業は、機械による作業の自動化を行う。困難な場合は、台車や補助機器を使う等作業者の負担を減らす省力化を行う。

### ■ 作業姿勢・動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。前屈やひねり等の不自然な姿勢となる際は、その姿勢の頻度・時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。

### ■ 作業の実施体制

作業時間・作業量を設定するときは、作業人数・内容・時間・重量・自動化・省力化の状況をふまえて検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人でさせない。

### ■ 作業標準の策定

作業の姿勢・動作・手順・時間について、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。新しい機器・設備を導入したときにも、その都度見直すようにする。

### ■ 休憩・作業量、作業の組合せ

適宜休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤・交代制勤務では昼間の作業量を下回るよう配慮し、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

### ■ 靴・服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。作業服は、動作を妨げることのない伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認し、使用するかどうか判断する。



# 墜落防止対策

墜落・転落災害は、**はしご・脚立使用中、トラックへの積み下ろし作業中に多発しています！**

墜落・転落災害のほとんどは、脚立の2～3段目（約1m）前後からの墜落によるものです。また1人当たりの平均休業日数は**56.5日**と、長期の休業につながりやすい災害です。

不安定な体勢で脚立を使っていますか？  
身体を支え、安定した状態で使用しましょう！



【手すり付き脚立(例)】

高所で作業を行う場合は、

**足場→可搬式作業台→手すり付き脚立→脚立**の順に設置・使用できないか検討し、作業頻度や作業場所の状況に応じて使用してください。



【可搬式作業台(例)】

また、2トン以上のトラックの荷台に上がって荷物の積み下ろしを行う際、**昇降設備と保護帽の着用が必要**です。



トラック昇降設備等についてはリーフレットをご確認ください！



脚立使用時のチェックリストもご活用ください！

# 墜落防止対策

高さ**2メートル以上**の箇所で作業を行う場合は、**墜落制止用器具の着用**が必要です！

	法令	ガイドライン
		推奨
6.75m	フルハーネス	フルハーネス
5m	胴ベルト型	
2m		
地上		

作業を行う場所の高さによっては、**使用できる墜落制止用器具の種類**が異なります。

平成31年以降は墜落制止用器具の**規格も変更**されていますので、フルハーネス等の取扱説明書やラベルを確認し、「**墜落制止用器具の規格**」と表示されているものを使用しましょう！「**安全帯の規格**」と表示されているものは**旧規格のため、使用できません**。



フルハーネスについては特別教育も必要です。  
詳細については左記QRコードからご確認いただけます。

なお、高さ又は深さが1.5メートルを超える箇所で作業を行うときは、安全に昇降できる**昇降設備等**を設ける必要があります。

# 墜落防止対策

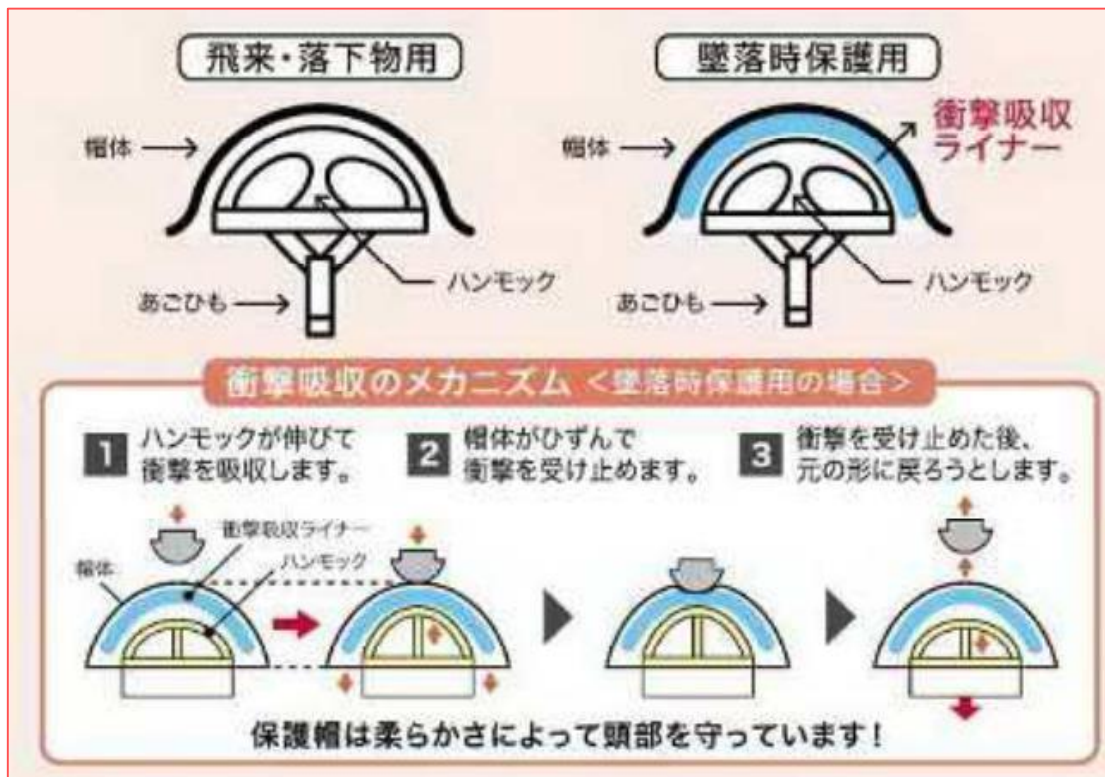
高所で作業を行う際には、**保護帽**  
**(ヘルメット)** を着用しましょう！



保護帽には、

- 飛来・落下物用** . . . . 物が落ちてきた際に頭部を保護するもの
- 墜落時保護用** . . . . 自身が高所から墜落した際に頭部を保護するもの

の2種類があります。保護帽内側のラベルを確認し、作業にあったものを使用しているかチェックしましょう！



特に、**トラック荷台からの墜落**が相次いでいます。荷台から飛び降りたりせず、**安全な昇降設備**を使用し、荷台上での作業時は**必ず保護帽を着用**しましょう。

# 転倒防止対策

島原半島では、業種を問わず**転倒災害が急増**しています！

全業種で発生した労働災害のうち、**3割**は転倒災害によるものです。  
また、1人当たりの平均休業日数は**38.6日**と、長期の休業につながりやすい災害でもあります。



農業においては泥などにより滑りやすい環境にあるため、滑りにくい長靴を使用する必要があります。  
また、長く使用すると靴底がすり減り転倒の要因となります。

以下を参考に作業前チェックを行いましょう！

- 床面の清掃は十分か。
- 靴底は摩耗していないか。
- 靴底に付着していないか。
- 摩耗基準を設けましょう。
- 注意喚起表示はあるか。



段差注意  
床シール



転倒対策について  
厚生労働省HPを  
ご一読ください！

つまづきやすい箇所の  
“見える化”  
に取り組んでみましょう！



# 有害物対策

農薬散布を行う際は、取り扱いに注意し、**保護具を着用**しましょう！

農薬として使用されるものには、程度の差はありますが人体や周辺環境に害を及ぼす危険性があります。

種類	内容	種類	内容
	取扱い時、農薬用マスクの着用が必要な農薬。くん蒸剤については、防毒マスクを着用する。		特に厳重な保管を要する農薬で、必ず農薬保管庫に入れカギをかけて保管する。
	眼に入ると障害を起こしたり、眼の縁がかぶれる危険性が高い農薬。取扱い時、保護メガネを着用する。		ハウス内や噴霧のこもりやすい場所では使用しない。
	皮膚から浸透したり、皮膚に障害を起こす危険性が高い農薬。取扱い時に不透水性手袋(ゴム手袋等)を着用する。		魚介類に対し特に注意を要する農薬。河川、海域・飛散・流入するおそれのある所では使用しない。

容器のラベル・取扱説明書を確認し、

- 保護衣
- 保護マスク
- 手袋
- 保護メガネ

などの必要な保護具を用意・着用しましょう。

特に、農薬や希釈液を飲料の空ペットボトルなどに移し替えないようにしましょう！

**保護メガネ**

レンズが汚れる場合は、表面にラップフィルムを数枚貼り、はがしながら使います。

**マスク**

防塵マスク (取り替え式)

防塵マスク (使い捨て式)

(吸収缶)

防毒マスク

水粉和剤、剤用粒剤、消燻毒煙剤用、土壌

**防除衣**

最近ではゴアテックス素材の防除衣があります。軽く、ムレにくい性質があります。

**手袋**

薬液が手袋の中に入らないように防除衣は袖が締まったものを使用し、袖を外側にします。

**長靴**

薬液が靴の中に入らないよう裾を外側にします。

**注意**

散布作業後、防除衣に薬液が付いたまま脱ぐと、下着や体に薬液が付着します。流水で充分水洗いし、流します。



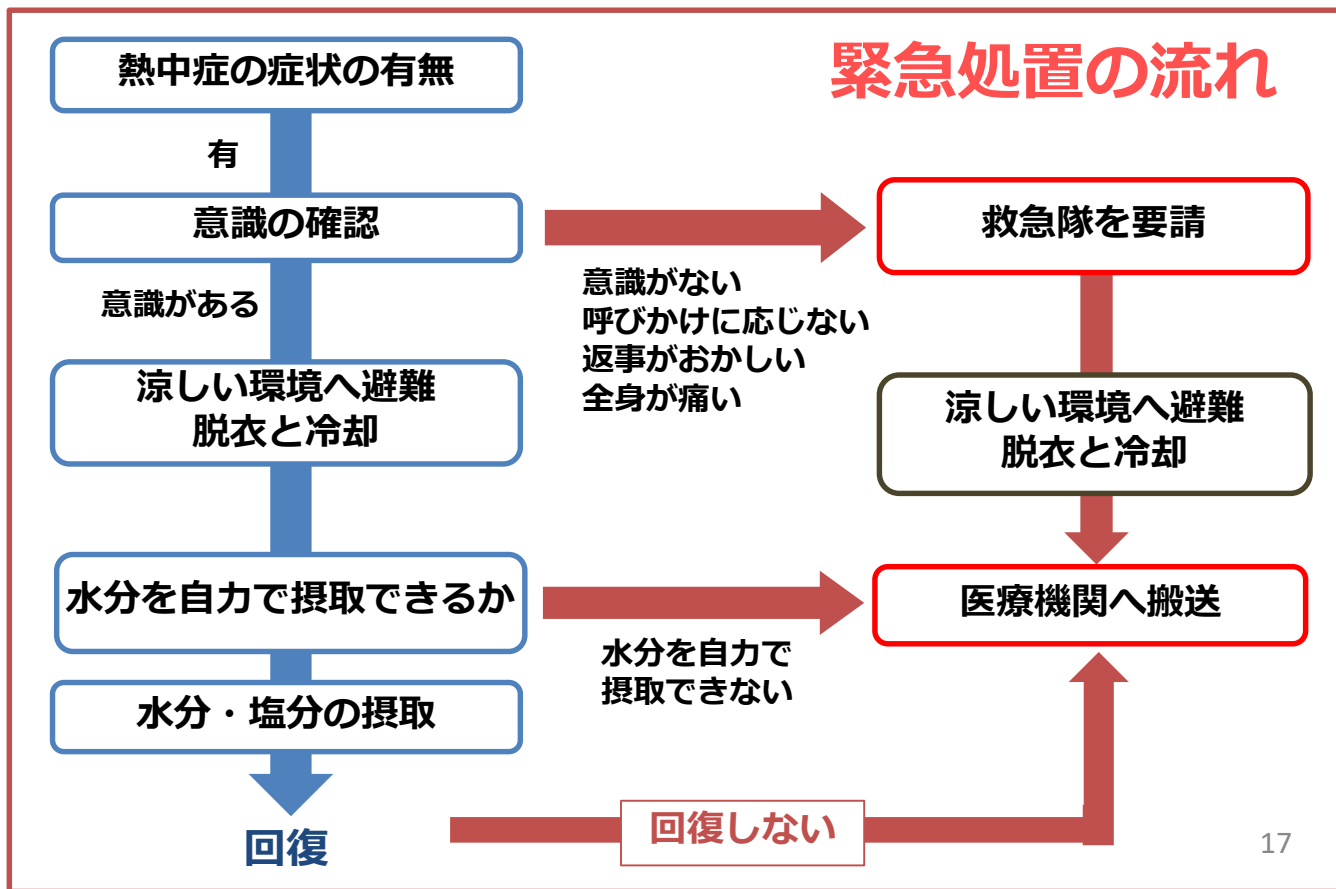
ラベルの見方について厚生労働省HPをご一読ください！

# 熱中症対策

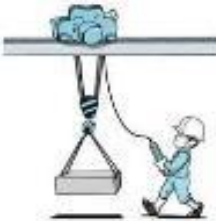
## 判断ひとつが生死を分けます！


熱中症は事前の対策はもちろん、発症時の素早い処置によって重症化を防ぐことができます。事前の十分な対策も必要ですが、判断に迷ったときはすぐに救急車を呼びましょう。

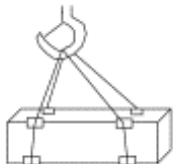
- 水分・塩分を確保し、適時摂取しましょう。
- 遮光ネットを張るなどの対策をとりましょう。直射日光を避ける対策が有効です。
- 暑さ指数（WBGT値）の把握に努め、急に無理な作業はしない・涼しい服装・作業時間の短縮に努めましょう。
- 健康診断結果等を含め健康状態を把握しましょう。  
（持病、服用中の薬、前日の睡眠、深酒等は注意が必要です）
- 緊急連絡先（搬送する病院）を事前に把握し、携帯電話を持ち緊急時に対応できるようにしましょう。
- 熱中症に係る緊急処置等について教育を行い、発症の疑いがある労働者は、一人で休憩させることなく、必要に応じて病院を受診させましょう。  
一人で休憩していた際に意識を失い、死亡する例が多発しています。



# 免許・資格

	クレーン運転者	クレーン デリック 運転士	クレーン 限定免許	技能 講習	特別 教育
	つり上げ荷重 5 t 以上のクレーンの運転	○	○		
	つり上げ荷重が 5 t 以上の床上で運転し、且つ、運転者が荷の移動とともに移動する方式	○		○	
	つり上げ荷重が 5 t 未満のクレーンの運転	○		○	○
つり上げ荷重が 0.5 t 未満	労働安全衛生法の適用なし				

	移動式クレーン運転者	免許	技能 講習	特別 教育
	つり上げ荷重 5 t 以上	○		
	つり上げ荷重 1 t 以上 5 トン未満	○	○	
	つり上げ荷重 1 t 未満	○	○	○
つり上げ荷重 0.5 t 未満	労働安全衛生法の適用なし			

	玉掛け作業者	技能 講習	特別 教育
	つり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン 又は移動式クレーンの玉掛け作業	○	
つり上げ荷重が 1 t 未満のクレーン 又は移動式クレーンの玉掛け作業		○	

# 免許・資格

	車両系建設機械 (整地・運搬・積込み・掘削用)		技能講習	特別教育
	機体重量 3 t 以上		○	
	機体重量 3 t 未満			○
	フォークリフト運転者		技能講習	特別教育
	最大荷重が 1 t 以上のフォークリフトの運転業務		○	
	最大荷重が 1 t 未満のフォークリフトの運転業務			○
	ショベルローダー等運転者		技能講習	特別教育
	最大荷重が 1 t 以上のショベルローダー 又はフォークローダーの運転業務		○	
	最大荷重が 1 t 未満のショベルローダー 又はフォークローダーの運転業務			○
	はい作業主任者		技能講習	特別教育
	肥料袋等を手で 2 メートル以上積み上げる 作業 (フォークリフトなどの機械で積み上げる 場合を除く。)		○	
刈払機作業		チェーンソー作業者	技能講習	特別教育
刈払機を用いて行う作業	特別教育に準じた教育	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務		○

労働安全衛生法のほか、農林水産省農産局作成の「農作業安全のための指針」などを参考に畜産、養豚、養鶏等に関連する作業の危険性を事前に把握し作業を行ってください。

# 安全対策状況について確認してみましょう！

<input type="checkbox"/>	機械の点検・掃除・給油等を行うときは、エンジンを必ず停止させていますか？	P6
<input type="checkbox"/>	脱穀機等の投入口にある安全カバーを取り外したり、固定したままにしていますか？	P6
<input type="checkbox"/>	機械の点検時、緊急停止ボタンが作動するか確認していますか？	P6
<input type="checkbox"/>	刈払機を使うときは、作業場所に落ちている石・空き缶等を事前に取り除いていますか？	P7
<input type="checkbox"/>	フォークリフト、ドラグ・ショベル等の運転手は、適切な資格を持った労働者ですか？	P8
<input type="checkbox"/>	収穫用コンテナ等を運搬する際、台車を使用していますか？	P11
<input type="checkbox"/>	脚立を使用するとき、最上段にまたがって使用していませんか？	P12
<input type="checkbox"/>	トラックの荷台に上がる時、タイヤに足をかけて上がっていませんか？	P12
<input type="checkbox"/>	高さが2メートル以上の場所で作業するとき、安全帯を着用していますか？	P13
<input type="checkbox"/>	高所で作業するときは、ヘルメットを着用していますか？	P14
<input type="checkbox"/>	通路に不要な物を置いたままにしていますか？	P15
<input type="checkbox"/>	農薬を素手で触ったり、空きペットボトルに移し替えたりしていませんか？	P16
<input type="checkbox"/>	労働者が熱中症を発症したとき、だれがどこに連絡するか決めてありますか？	P17



農林水産省・農作業  
安全対策特設ページ  
もご活用ください！

【お問い合わせ先】  
島原労働基準監督署  
TEL:0957-62-5145